

## 医学生奨学金貸与規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人永頼会 松山市民病院（以下当院という）に将来勤務し、地域住民のために貢献する医師を育成するため、奨学金の貸与について基本的に必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 奨学金貸与の対象者は、県内外を問わず医学部医学科に在学し4年生以上の者で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 成績が優れ、かつ心身が健康であること。
- (2) 卒業後は、基幹型初期研修医として当院に勤務する意思を有すること。
- (3) 他病院から同種の奨学金を受けていないこと。
- (4) 年齢制限は設けない。

### (定員および貸与額)

第3条 奨学金の定員は設けないが、同時に貸与する人数を概ね4名程度とし、貸与額は、1人月額（上限）150,000円とする。

### (貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、貸与決定の翌月から卒業するまでの期間とするが、決定日の属する年度の4月に遡って貸与することもできる。

### (申込)

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申込書（保証人1名必要）（様式 医-1号）
- (2) 履歴書
- (3) 成績証明書（直近の学年）
- (4) 在学証明書

2 健康診断は、面接時に当院にて無料で実施するものとする。

(貸与の決定)

第6条 前条の書類を受理した場合は、書類審査及び面接により選考するものとする。

2 前項により決定した場合は、奨学金貸与決定通知書(様式 医-2号)により通知するものとする。

3 前項により奨学金貸与の通知を受けた者(以下奨学生という)は、保証人が連署した誓約書(様式 医-3号)と奨学金振込口座届出書(様式 医-4号)を、前項の通知を受けた日から10日以内に病院長に提出しなければならない。

4 貸与中は毎年7月31日までに前年度の成績証明書を当院に提出すること。提出が遅れた場合、翌月以降の貸与を提出が確認される日の属する月まで遅らせるものとする。

(貸与の方法)

第7条 奨学金は、毎月10日(休日の場合は前銀行営業日)に当月分を、伊予銀行か愛媛銀行の口座に振込むものとする。

(貸与の休止)

第8条 奨学生が、休学した時は、その事実が生じた月の翌月から貸与を休止する。

(貸与の停止)

第9条 奨学生が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が生じた月の翌月から貸与を停止する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 停学処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったとき。
- (4) 学業成績または素行が著しく不良となったと認められるとき。
- (5) その他奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還)

第10条 奨学生が、前条の規定による停止があったときおよび医学部医学科を卒業したときは、奨学金の全額を一括返還しなければならない。

2 一括して返還できない事由があると病院長が認めた場合は、貸与期間の期間内で分割返還することが出来るものとする。

3 返還金については、貸与金総額に1.02を乗じた金額とする。

4 奨学生が、前条の各号に該当した場合、該当する事由が生じた日から15日以内に奨学金返還申請書(様式 医-5号)を病院長に提出しなければならない。

(返還の猶予)

第11条 前条の規定に拘らず、免許取得後、基幹型初期研修医として直ちに当院で勤務し、当院での修了後も卒後を起算として10年間は奨学金の返還を猶予する。

2 卒業後、免許を取得できなかった場合は、1年間を限度として返還を猶予することができる。この場合、引き続き免許取得の意思があり、尚かつ当院での勤務の意思がある者のみとし、これらの意思がない者は前条と同様の扱いとする。

3 奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、奨学金返還猶予申請書(様式 医-6号)を病院長へ提出しなければならない。

(返還債務の免除)

第12条 奨学生が、免許取得後、基幹型初期研修2年を含む卒後10年以内に通算3年以上当院にて実働勤務した場合は、返還を免除する。

2 当院において卒後10年以内に実働勤務した期間が奨学金の貸与期間または3年に満たない場合は、その満たない期間に相当する割合の奨学金全額を一括して返還しなければならない。

3 奨学金の返還の免除を受けようとする者は、奨学金返還免除申請書(様式 医-7号)を病院長へ提出しなければならない。

4 当院が奨学金の返還の免除を決定した場合は、奨学金返還免除決定通知書(様式 医-8号)により通知するものとする。

(返還債務免除の中断)

第13条 返還免除を受けるための実働勤務期間は、次の各号の期間は含まれず、中断する。復旧後は中断が解除される。

- (1) 外部研修期間（初期研修中の精神科、産科、地域医療の必須履修にかかる期間は除く）
- (2) 傷病による休業期間
- (3) 産前産後休暇、育児・介護における休業および短時間勤務の期間
- (4) 救急当番や宿日直の免除、入院患者を担当しない等特別な勤務負担軽減をやむをえず当院が認めている期間

(延滞利息)

第14条 奨学生は、正当な理由なく奨学金を返還すべき期日までに返還しなかった場合には、当該返還すべき日の翌日から返還日までの期間に応じ返還すべき額について年利7.3%の延滞利息を支払わなければならない。

附則

この規程は令和5年9月1日から施行する。